

●香川県告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年10月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成26年9月1日	宇田整形外科医院	東かがわ市白鳥96番地1
平成26年9月1日	医療法人社団琴佳会中央クリニック	観音寺市観音寺町甲3130番地1
平成26年9月1日	医療法人社団樹希会はやし整形外科リハビリクリニック	丸亀市土器町西1丁目1441番地1